

## 指定地域密着型通所介護重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果要介護と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 津山福祉会
- (2) 法人所在地 岡山県津山市下高倉西 1581-1
- (3) 電話番号 0868-29-0115
- (4) 代表者氏名 理事長 高山 科子
- (5) 設立年月 昭和 55 年 7 月 7 日

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定地域密着型通所介護事業所  
平成 31 年 4 月 1 日指定  
事業所番号 3370302345

- (2) 事業の目的

指定地域密着型通所介護は、介護保険法令に従い、ご利用者がある能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する事を目的として、ご利用者に通所介護サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 高寿園デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 岡山県津山市下高倉西 1581-1
- (5) 電話番号 0868-29-0115
- (6) 管理者氏名 野尾 徳子
- (7) 当事業所の運営方針

ご利用者の心身の特性を踏まえて、ご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るよう、さらにご利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持並びに、ご家族の身体的、精神的負担の軽減をはかるために、必要な日常生活上の介護および機能訓練等、その他必要な援助を行います。また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・福祉サービス機関と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

- (8) 開設年月 平成 11 年 6 月 1 日
- (9) 利用定員 10 人
- (10) 事業所が行っている他の事業

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

【介護予防通所介護】 平成 31 年 4 月 1 日指定 津山市  
【ふれあい交流通所サービス】 平成 31 年 4 月 1 日指定 津山市

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域は、北部圏域及び草加部・野村・近長・櫛・押入  
高野山西・高野本郷・小原・川崎・野介代・林田となっています。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月・水・木・金曜日 (12月31日～1月3日は除く)
営業時間	8時30分 ～ 17時30分
サービス提供時間	9時30分 ～ 15時30分

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定地域密着型通所介護サービス及び指定介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

生活相談員 1名以上  
介護職員 1名以上  
機能訓練指導員 1名以上（非常勤）  
運転職員 1名（非常勤）

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合
-----------------------------------------------------

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（別表1と契約書第4条参照）\*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

- ①食事の介助（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）
- ・食事の準備、介助を行います。
  - ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

## ②入浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。歩行介助浴槽で入浴出来ない方は特殊浴槽を使用して入浴の介助を行います。

## ③排泄

- ・ ご利用者の排せつの介助を行います。

## ④送迎サービス

- ・ ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。  
また、送迎を実施しなかった場合（ご家族による送迎等）は、片道につき47単位差し引いた金額を請求させていただきます。

## ⑤レクリエーション

- ・ 集団でのレクリエーション、創作活動等の機能訓練を行います。

## ⑥運営推進会議の設置

- ・ 事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスをすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置します。

### 〈サービス利用料金〉（契約書第6条参照）

別紙の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

☆送迎車両の故障や悪天候による送迎時間の変更、ご利用者の事故等の事由により、サービス提供時間が短縮した場合は、その利用時間実績によって利用料を変更します。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者に提供する食事等に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆送迎を実施しなかった場合（ご家族による送迎でご利用の場合）片道47円を除いた金額を請求させていただきます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供にかかる費用

ご利用者に提供する食事・おやつにかかる費用です。

料金：別紙料金表の通り

②レクリエーション

ご利用者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代： 実 費

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記(1)、(2)の料金、費用は毎月末締めとし、翌月第1週に請求書をお渡ししますので、15日(金融機関の休業日にあたる時は、その翌営業日)まで以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. ご指定口座からの自動引落

【 ご利用できる金融機関 : 中国銀行・晴れの国岡山農協・津山信用金庫 】

イ. 下記指定口座への振込

【 中国銀行 津山東支店 普通 No. 1579868 】

【 晴れの国岡山農協 津山東支店 普通 No. 1876890 】

ウ. 窓口での現金支払い

#### (4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

- 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

### 6. 緊急時(事故、災害発生時等)の対応について

ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に事故が発生した場合は、速やかに、ご家族、主治医、担当居宅介護支援専門員、市町村への連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故状況及び、事故に際して採った処置について、記録を作成し保存します。

天災その他の災害、感染症等が発生した場合、当事業所の防災計画、事業継続計画に基づき、ご利用者に必要な措置を講じます。

◇ご利用者及び、ご家族から事業者への緊急連絡先

高寿園デイサービスセンター      電話（0868）29-0115

### 7. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により、ご利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意、または過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 8. 守秘義務について

事業者及びサービス従事者、または従業員は、サービスを提供するにあたって知りえたご利用者または、ご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

また、情報の取得、提供については、あらかじめ文章にて、ご利用者及びご家族の同意を得ます。

### 9. 虐待防止について

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備するとともに、従業員に周知徹底を図り、虐待の防止のための研修を定期的実施します。また、サービス

提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

## 10. ハラスメント対策

事業所は、適切な地域密着型通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

## 11. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

### （1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者

[職・氏名] 理事 仁木 則子

○苦情受付窓口（担当者）

[職・氏名] 管理者 野尾 徳子

○連絡先 高寿園デイサービスセンター 0868-29-0115

○受付時間 毎週 月曜日～金曜日

8：30～17：30（土・日曜日を除く）

8：30～17：30（土・日曜日を除く）

### （2）行政機関その他苦情受付機関

津山市役所高齢介護課	所在地 津山市山北520 電話番号 (0868)32-2070
国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町17-5 電話番号 (086)223-8811
岡山県社会福祉協議会	所在地 岡山市北区南方21-13-1 電話番号 (086)226-2822

令和 年 月 日

指定地域密着型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

高寿園デイサービスセンター

説明者 職名 管理者

氏名 野尾 徳子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

署名代行者 住所

氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。